

新潟県事業継続支援金【時短要請枠】 FAQ

【制度の大枠について】

- Q 1 本支援金の目的は何か。
- Q 2 本支援金の対象者は誰か。
- Q 3 本支援金の支給要件は何か。
- Q 4 飲食店向けの食材卸売事業と自動車運輸代行業を営んでいる。両方とも本支援金の対象となると思うが、2回申請できるのか。

【飲食関連事業者について】

- Q 5 支援金の対象事業種は何か。
- Q 6 飲食店とはどういうお店を指すのか。デリバリー、テイクアウト専門店などは、県内の飲食店に含まれるのか。
- Q 7 デリバリー、テイクアウト専門店に納品しているが、飲食店に含まれるか。
- Q 8 民泊や料理教室など、利用者が飲食物を作る施設との取引は対象となるか。
- Q 9 季節営業している飲食店は、飲食店に含まれるか。
- Q 10 不動産賃貸業を営んでおり、飲食店に店舗を貸しているが対象となるか。
- Q 11 直接かつ継続した取引とは。
- Q 12 自社で商品を製造しており、卸売り事業者を通じて県内飲食店に毎月商品を納入しているが対象となるか。
- Q 13 県内飲食店の複数店舗（例：5店舗）に直接納入したが、納入回数はそれぞれ1回しかない。対象となるか。
- Q 14 飲食店との取引に加え、飲食店以外とも取引を行っているが、対象となるか。
- Q 15 飲食店の従業員個人に対して、商品・サービスを提供しているが対象か。
- Q 16 飲食店の利用者に対して、商品・サービスを販売している場合は対象か。
- Q 17 飲食店からお昼のお弁当を購入し、飲食店に代金を支払っているが対象となるか。
- Q 18 飲食店との取引は事業全体の一部だが飲食店との取引割合の規定はあるか。
- Q 19 売上減少の考え方について、飲食店を除いた県内事業所の売上のみで判断するのか。
- Q 20 飲食店向けの食品加工業と建設業を1事業者で営んでいるが、売上は事業ごとに計算するのか。
- Q 21 飲食店との取引は、回数、納品数量、同じ月に複数の取引、一定金額以上の納品など、条件はあるのか。

【タクシー事業者・自動車運転代行業者について】

- Q22 タクシードライバーなどの従業員や事業者から業務委託を受けている場合は対象となるか。
- Q23 いわゆる福祉タクシーは対象となるか。
- Q24 タクシー事業のほかに建設業を営んでいるが、建設業の売上高は合計に含めるのか。

【申請方法・添付書類について】

- Q25 申請期間はいつからいつまでか。
- Q26 申請書類は、どこで入手できるのか。
- Q27 パソコン（インターネット）が使えないでの、申請書類一式を送って欲しい。
- Q28 申請書類は、どこに提出すればよいか。
- Q29 転居等により運転免許証に記載の住所と氏名が一致していません。この場合何を提出すればよいですか。
- Q30 マイナンバー通知カードは本人確認書類になりますか。
- Q31 確定申告の義務がないため確定申告書してないが、どうすればよいか。
- Q32 電子申告のため、税務署の受付印が押印されていないが、申請できるか。
- Q33 売上台帳は、どの期間のものを提出するのか。
- Q34 不足等不備がある場合の追加提出書類は、いつまでに提出すればよいか。

【支払いについて】

- Q35 どの位の期間で支援金は振り込まれるのか。
- Q36 支援金の振込先金融機関はどこでも良いか。
- Q37 店舗毎に振込をお願いしたいが可能か。
- Q38 支給の可否に関する連絡はもらえるのか。

【売上高の比較方法について】

- Q39 直近に事業分野を拡大して売上増となっているが、20%以上減少は事業分野を拡大前の売上と比較してよいか。
- Q40 青色申告書に月別の売上の記載があるが、別途、売上台帳の提出が必要か。
- Q41 白色申告のため、確定申告書には月毎の売上が記載されていないため、どのように売上減少を確認すればよいか。

Q42 前年の売上は、新型コロナウイルスの影響が出ていて例年より少なかったため、今年と比較すると前年同月比で20%以上減少していない場合は、対象となるのか。

Q43 創業してまだ日が浅く、対前年の売上高が無い場合はどうすればよいか。

Q44 令和3年7月1日に創業したが、対象となるか。

Q45 国の持続化給付金は売上として判断すべきか。

【支給条件について】

Q46 大企業は対象外か。

Q47 県外に本社又は本店を有する事業者であっても対象となるか。

Q48 廃業した場合、対象となるか。

Q49 休業している場合、申請出来るか。

Q50 国の持続化給付金や他の都道府県が行っている支援金等の経済対策を申請している場合でも、申請出来るか。

Q51 感染症拡大防止対策の実施とは、何をすればよいのか。

Q52 法令等で定める事業に必要な許認可等の名義人と申請書の名義人が違う場合は申請出来るか。

【その他】

Q53 支援金は課税の対象となるのか。

Q54 不正受給には、どう対応するのか。

=制度大枠について=

Q 1 本支援金の目的は何か。

A 1 令和3年7月末以降の感染拡大に伴う飲食店等への営業時間短縮の要請により、売上が減少した飲食関連事業者等（飲食店と直接取引している事業者及びタクシー事業者・自動車運転代行業者）に対し、事業継続に向けた支援金を支給するものです。

Q 2 本支援金の対象者は誰か。

A 2 以下の要件を全て満たすことが必要です。（詳細は申請要領をご覧下さい。）

- (1) 新潟県内に本社又は本店を有する法人又は個人事業主であること
- (2) 令和3年8月以降に発令した、新型インフルエンザ対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく営業時間短縮の要請の対象区域となる県内市町村の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供していること。ただし、タクシー事業者・自動車運転代行業者については、時短要請の対象区域となる県内市町村に事務所、事業所を有し、一般乗用旅客自動車運送事業の許可又は自動車運転代行業を営む者として公安委員会の認定を受けていること
- (3) 法令等で定める事業に必要な許認可等を全て取得していること
- (4) 業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染症拡大防止対策を実施していること
- (5) 申請時点において事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること
- (6) 本支援金（飲食関連事業者等【時短要請枠】）の支給を受けていないこと
※既に飲食関連事業者等として、第1弾の支援金（令和2年12月から令和3年8月までの期間において、2か月連続して前年（又は前々年）同月比で20%以上減少）を受給していても、今回の支給要件を満たせば給付対象となります。
- (7) 申請事業者の代表者や役員等が暴力団関係者でないこと

Q 3 本支援金の支給要件は何か。

A 3 事業者全体の売上高の合計について、令和3年7月から令和3年9月までのいずれか1か月において、前年（前々年）同月比で20%以上減少していることが要件となります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、前年との比較が適当でない場合は、前々年と比較することもできます。

Q 4 飲食店向けの食材卸売事業と自動車運輸代行業を営んでいる。両方とも本支援金の対象となると思うが、2回申請できるのか。

A 4 申請は1事業者1回となります。

=飲食関連事業者について=

Q 5 支援金の対象事業種は何か。

A 5 業種で判断せず、県内の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供しており、支給要件を全て満たしていれば、対象となります。

なお、想定される事業者の例として、以下のとおりです。

例) 飲食料品卸売業者、飲食料品製造業者（酒造、食品加工事業者、製氷等）、器具・備品等事業者（食器・調理器具、店舗の消耗品（割り箸、おしぶり等）、花・植木、洗濯・リネン等）、生産者（農業、漁業等）など

Q 6 飲食店とはどういうお店を指すのか。デリバリー、テイクアウト専門店などは、県内の飲食店に含まれるのか。

A 6 飲食店とは、店内で客に飲食サービスを提供している店舗であり、以下の店舗等は本事業の飲食店には含まれません。

- ・飲食スペースを持たない店舗（弁当店・テイクアウト・宅配サービス専門店、キッチンカー、ドリンクスタンドなど）
- ・他の事業に付随して食事を提供する施設で、独立した店舗形態を持たないもの（ホテルや旅館、結婚式場・葬儀場、ネットカフェ・マンガ喫茶など）
- ・スーパー・マーケットやコンビニエンスストアのイートインスペース
- ・自動販売機コーナー
- ・特定の利用者のみの利用に供する施設（社員食堂や学生食堂、介護サービス事業者の食堂など）

Q 7 デリバリー、テイクアウト専門店に納品しているが、飲食店に含まれるか。

A 7 飲食スペースを持たない事業者は、本事業の飲食店には含まれません。

Q 8 民泊や料理教室など、利用者が飲食物を作る施設との取引は対象となるか。

A 8 利用者が飲食物を作る施設は飲食店とは認められないため、対象となりません。

Q 9 季節営業している飲食店は、飲食店に含まれるか。

A 9 飲食店の営業期間は問題ではないため、本事業の飲食店に含まれます。

Q10 不動産賃貸業を営んでおり、飲食店に店舗を貸しているが対象となるか。

A10 事業収入ではなく、不動産収入となる不動産賃貸は対象となりません。

Q11 直接かつ継続した取引とは。

A11 飲食店に対して他の事業者を介さずに商品やサービスを提供して金銭の授受を行っており、令和3年6月30日以前に同一の飲食店に2回以上納入していることをいいます。

Q12 自社で商品を製造しており、卸売り事業者を通じて県内飲食店に毎月商品を納入しているが対象となるか。

A12 支給要件の一つである「直接かつ継続して商品・サービスを提供していること」のうち、「継続」の要件を満たしていますが、「直接」の要件を満たしていないため、対象外となります。

Q13 県内飲食店の複数店舗（例：5店舗）に直接納入したが、納入回数はそれぞれ1回しかない。対象となるか。

A13 支給要件の一つである「直接かつ継続して商品・サービスを提供していること」のうち、「直接」の要件を満たしていますが、「継続」の要件を満たしていないため、対象外となります。

Q14 飲食店との取引に加え、飲食店以外とも取引を行っているが、対象となるか。

A14 県内の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供しており、支給要件を全て満たしていれば、対象となります。

Q15 飲食店の従業員個人に対して、商品・サービスを提供しているが対象か。

A15 飲食店に対して、直接かつ継続した取引がない場合は対象となりません。

Q16 飲食店の利用者に対して、商品・サービスを販売している場合は対象か。

A16 飲食店に対して、直接かつ継続した取引がないため対象となりません。

Q17 飲食店からお昼のお弁当を購入し、飲食店に代金を支払っているが対象となるか。

A17 なりません。

Q18 飲食店との取引は事業全体の一部だが飲食店との取引割合の規定はあるか。

A18 割合などの制限はありません。

Q19 売上減少の考え方について、飲食店を除いた県内事業所の売上のみで判断するのか。

A19 売上の計算は、事業者全体の売上で判断するので、申請者が県内外で営む飲食業を含めたすべての事業売上で判断します。

Q20 飲食店向けの食品加工業と建設業を1事業者で営んでいるが、売上は事業ごとに計算するのか。

A20 売上の計算は、事業者全体の売上で判断します。

したがって、単独業種で前年同月比が20%以上減少していても、事業者全体で前年同月比が20%以上減少していない場合は対象外となります。

Q21 飲食店との取引は、回数、納品数量、同じ月に複数の取引、一定金額以上の納品など、条件はあるのか。

A21 令和3年6月30日以前に同一の飲食店に2回以上あれば、納品の頻度や時期、金額等の条件はありません。

=タクシー事業者・自動車運転代行業者について=

Q22 タクシードライバーなどの従業員や事業者から業務委託を受けている場合は対象となるか。

A22 一般乗用旅客自動車運送事業の許可又は自動車運転代行業の公安委員会の認定を受けている事業主が対象のため、従業員や業務委託を受けている場合は対象になりません。

Q23 いわゆる福祉タクシーは対象となるか。

A23 本制度の対象事業者にはなりません。

Q24 タクシー事業のほかに建設業を営んでいるが、建設業の売上高は合計に含めるのか。

A24 売上の計算は、事業者全体の売上で判断します。

=申請方法・添付書類について=

Q25 申請期間はいつからいつまでか。

A25 令和3年9月8日（水）から令和3年10月31日（日）です。

※締切日消印有効

Q26 申請書類は、どこで入手できるのか。

A26 県ホームページからダウンロード出来ます。

【URL】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/insyokukanren.html>

Q27 パソコン（インターネット）が使えないでの、申請書類一式を送って欲しい。

A27 事業継続支援金センター（025—248—7270）に申し出て下さい。

Q28 申請書類は、どこに提出すればよいか。

A28 下記へ、郵送にて提出して下さい。

また、郵送の際は、簡易書留や特定記録など、必ず追跡できる方法で送付してください。

【郵送先】〒950-0916

新潟県新潟市中央区米山4丁目1－28 藤巻ビル5階

事業継続支援金センター 宛

※郵送料はご自身で負担のうえ、裏面に差出人の住所・氏名を記載して下さい。

Q29 転居等により運転免許証に記載の住所と氏名が一致していません。この場合
は何を提出すればよいですか。

A29 運転免許証の裏面に記載があり、現在の情報と一致する場合は、表面と裏面
の写しを提出してください。変更手続が未了の場合など、1つで確認できない
場合には、複数の確認書類を提出してください。

Q30 マイナンバー通知カードは本人確認書類になりますか。

A30 なりません。運転免許証の写し、保険証の写し、マイナンバーカード（表）
の写しなどの提出をお願いします。

Q31 確定申告の義務がないため確定申告書してないが、どうすればよいか。

A31 住民税の申告書の控え、納税証明書（事業所得金額の記載のあるもの）、当該
年度の課税証明書又は非課税証明書などを提出してください。

Q32 電子申告のため、税務署の受付印が押印されていないが、申請できるか。

A32 電子申告の場合、受付印は押印されないため、受付日時の印字された「受信
通知」等を添付してください。

Q33 売上台帳は、どの期間のものを提出するのか。

A33 以下①、②について、月毎の売上台帳を提出して下さい。

① 令和3年7月から令和3年9月までの期間において、選択頂いた1か月の
売上台帳

② 比較する前年又は前々年同月の売上台帳

例) 令和2年8月と令和3年8月前年と比較する場合は、以下2か月分の台帳
が必要です。

① 選択頂いた1か月の売上台帳 ・・・・・・ 令和3年8月分

② 比較する前年同月の売上台帳 ・・・・・・ 令和2年8月分

Q34 不足等不備がある場合の追加提出書類は、いつまでに提出すればよいか。

A34 追加書類の提出期限は、事業継続支援金センターから連絡します。その際、
連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請
を取り下げたものとみなし、センターでお預かりしている書類は全て返却し
ます。

=支払いについて=

Q35 どの位の期間で支援金は振り込まれるのか。

A35 申請受付から概ね1か月を目安に振込を行う予定ですが、申請状況・審査状
況により支払が前後することが予想されます。

ただし、申請が集中した場合には、支払いが遅延することがあります。

Q36 支援金の振込先金融機関はどこでも良いか。

A36 ネット銀行を含む、国内全ての金融機関を指定できます。

Q37 店舗毎に振込をお願いしたいが可能か。

A37 申請書記載の口座に、一括での振り込みとなります。

Q38 支給の可否に関する連絡はもらえるのか。

A38 全ての申請者に対して審査結果を文書により通知します。

=売上高の比較方法について=

Q39 直近に事業分野を拡大して売上増となっているが、20%以上減少は事業分野
を拡大前の売上と比較してよいか。

A39 申請時点での事業全体の売上との比較となります。

Q40 青色申告書に月別の売上の記載があるが、別途、売上台帳の提出が必要か。
A40 青色申告書に記載の内容で比較対象月の事業全体の売上が確認できる場合は、当該月の売上台帳の提出は省略できます。

Q41 白色申告のため、確定申告書には月毎の売上が記載されていないため、どのように売上減少を確認すればよいか。

A41 白色申告の方は、確定申告書のほか、令和3年7月から令和3年9月までの期間で選択いただいた1か月の売上台帳と比較する前年又は前々年同月の売上台帳により確認します。

Q42 前年の売上は、新型コロナウイルスの影響が出ていて例年より少なかったため、今年と比較すると前年同月比で20%以上減少していない場合は、対象となるのか。

A42 前年の売上が新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受けていた場合には、前々年の売上と比較して20%以上減少している場合には対象となります。

Q43 創業してまだ日が浅く、対前年の売上高が無い場合はどうすればよいか。

A43 創業月の翌月から申請月の前月までの売上高の平均と比較します。

例) 令和2年10月に創業して、令和3年7月を選択し、令和3年9月に申請する場合

→「令和3年7月（選択した上記1か月）（★）」と、「令和2年11月（創業月の翌月）から令和3年8月（申請月の前月）までの売上高の平均（☆）」を比較します。

| | | | | | | | | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|---------|
| R2 | R2.1月 | R2.2月 | R2.3月 | R2.4月 | R2.5月 | R2.6月 | R2.7月 | R2.8月 | R2.9月 | R2.10月 | R2.11月 | R2.12月 |
| | | | | | | | | | | 創業 | | 創業月の翌月～ |

| | | | | | | | | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--|--|
| R3 | R3.1月 | R3.2月 | R3.3月 | R3.4月 | R3.5月 | R3.6月 | R3.7月 | R3.8月 | R3.9月 | R3.10月 | | |
| | | | | | | | ★ | | 申請 | | | |

申請月の前月までの売上高の平均（☆） | ← いずれかの月を選択 → |
| ← 《申請期間》 → |

Q44 令和3年8月1日に創業したが、対象となるか。

A44 対象なりません。

新規創業により対前年の売上高が無い場合は、創業月の翌月から申請月の前月までの売上高の平均を、選択した1か月と比較しますが、比較ができないため対象なりません。

Q45 国の持続化給付金は売上として判断すべきか。

A45 事業を通じての収入ではないため、売上には該当しません。

=支給条件について=

Q46 大企業は対象外か。

A46 大企業も対象としています。

Q47 県外に本社又は本店を有する事業者であっても対象となるか。

A47 対象となりません。

Q48 廃業した場合、対象となるか。

A48 申請時点において営業を行っており、今後も事業を継続する意思があることが支給要件であるため、対象となりません。

Q49 休業している場合、申請出来るか。

A49 申請時点において営業を行っている必要があるため、営業を再開してから申請して下さい。

Q50 国の月次支援金や他の都道府県が行っている支援金等の経済対策を申請している場合でも、申請出来るか。

A50 申請出来ます。

Q51 感染症拡大防止対策の実施とは、何をすればよいのか。

A51 国、県、業界団体等が提示しているガイドラインを参考に感染症拡大防止対策を実施して下さい。

【対策例】

- ・利用者及び従業員の手洗いやマスク着用の徹底
- ・遮蔽物の設置等によるソーシャルディスタンスの確保など

Q52 法令等で定める事業に必要な許認可等の名義人と申請書の名義人が違う場合は申請出来るか。

A52 原則、許可書等と申請書の名義は同一人物である必要があります。

許可書等の更新中などで、やむを得ず許可書等と申請書の名義が異なる場合には、ご相談下さい。

=その他=

Q53 支援金は課税の対象となるのか。

A53 課税対象となります。申告方法については税務署にご相談下さい。

Q54 不正受給には、どう対応するのか。

A54 申請要件に該当しない事実や不正等が認められた場合は、支給の決定を取り消します。

この場合、支援金を返還するとともに、加算金を支払っていただきます。